

## 2 良好な景観の形成に関する方針

(景観法第8条第2項第3号 関連)

本市の景観特性や景観形成上の課題を踏まえ、今後の景観形成の目標と方針を、以下のよう  
に定めます。

### 1) 市域全体の景観形成の方針等

#### (1) 景観形成の目標

本市の将来都市像である「水と緑と人が輝く夢あるまち・三島～環境先進都市をめ  
ざして～」にふさわしい景観づくりを目指し、

## 水と緑と人が輝く三島の景観づくり －優れた自然・歴史・文化を未来に活かす－

を目標に掲げます。

これは、次のことを意味しています。

- ・本市の魅力であり象徴である湧水と豊かな緑や自然による景観を大切にしていく。  
(水、緑、自然)
- ・本市の歴史や文化を大切にし、景観づくりに活かしていく。(歴史、文化)
- ・人々のにぎわいや安らぎを生む景観づくり、また、にぎわい活動や快適な生活か  
ら生まれる景観を大切にしていく。(人)
- ・市民、NPO、事業者の主体的な活動や、  
行政との協働により、わがまち三島の景  
観づくりを進め、景観資源として未来に  
継承していく。(人、未来)



## (2) 景観形成の方針

目標に示す内容を実現するための方針は、次のとおりです。

### 方針1 富士山の眺望景観や箱根の山並み景観を大切にしよう

- ・箱根西麓や市街地から富士山等を眺望する景観を大切にし、市民が親しみ楽しめるよう、眺望に配慮したまちづくりを進める。
- ・箱根西麓の森林、農地の自然景観、旧東海道沿道等の集落地景観、市街地から斜面緑地を眺望する景観を守る。



#### ①富士山を望む景観を大切にする

- ・富士山の眺望の発掘・活用
- ・富士山等の眺望地点の整備と眺望の確保
- ・富士山の眺望に配慮した道路づくり

#### ②箱根の山並みに育まれた豊かな景観を大切にする

(箱根西麓の環境保全ゾーン、箱根西麓の環境共生ゾーン)

- ・箱根西麓の自然景観や斜面緑地の眺望景観の保全
- ・箱根西麓の集落地景観の維持、育成
- ・箱根西麓の自然景観を楽しめる場づくり

## 方針2 水と緑を生かした、水辺のうるおい景観を育てよう

- ・富士山や箱根山系からの恵みである湧水や、湧水河川、水辺の緑、まちなかの緑地等を大切に、水と緑の景観を生かした親水空間をつくり、ネットワークする。
- ・大場川や狩野川等の開放的な河川景観を守り、楽しめるようにする。
- ・湧水、せせらぎ、河川等の水や、身近な花や緑、森林等の豊かなうるおい景観を守り育む主体的な活動を進める。

### ①湧水を活かした、水と緑豊かなせせらぎ景観をつくる

- ・水と緑の保全と、その景観を生かした親水空間づくり
- ・水と緑の景観を楽しめる回遊ルートづくり



### ②自然豊かで開放的な河川景観を守る

- ・自然豊かで開放的な河川景観の保全
- ・河川景観を楽しめる場づくり

### ③うるおい景観を守り育む活動を進める

- ・美しい水の流れる景観づくりのための活動
- ・花や緑の豊かな景観づくりのための活動



### 方針3 歴史と文化が香り、人の集まるにぎわい景観をつくろう

- ・市の玄関口であるJR三島駅前や、中心商業地である駅南や旧東海道沿いの商店街、まちの導入路である国道等の主要道路等は、市の顔として魅力的で美しい都市景観の形成を進める。
- ・市の主要な歴史資源を大切にし、その歴史景観や歴史的イメージを活かし魅力を引き立てる周辺の景観づくりを進める。
- ・行政サービス施設、文化・教育施設等の市民の交流・文化的施設は、質の高い建築物等のデザインとし、市民の景観形成の先導役となるよう努める。

#### ①市の顔となる魅力的な都市景観をつくる

- ・市の玄関口や中心商店街のある中心市街地の景観づくり  
(中心市街地ゾーン)
- ・まちへの導入路となる主要道路や沿道等の美観づくり

#### ②歴史あるまちの景観を大切にする

- ・歴史資源と周辺の景観づくり
- ・歴史を味わえる散策道の景観づくり

#### ③文化の香るまちの景観をつくる

- ・市の文化性が感じられる公共的建築物等の景観づくり



## 方針4 暮らしやすいまちのふるさと景観を育もう

- ・道路や公園等が整い、建築物等や緑によるまち並みが美しく、自然景観や歴史景観を大切にしたい、うるおいとゆとりあるふるさと景観をつくる。
- ・周辺の自然景観や住宅地景観と調和した、良好な工業地景観をつくる。
- ・子どもやお年寄り等の弱者や誰もが使いやすく分かりやすい、ユニバーサルデザインによる建築物等やまちの景観づくりを進める。

### ①うるおいとゆとりある住宅地景観をつくる

- ・まち並みの美しい住宅地景観の維持、育成  
(低密度住宅地ゾーン)
- ・市街地におけるうるおいある住宅地景観づくり  
(中心市街地ゾーン、周辺市街地ゾーン)
- ・郊外住宅地における秩序ある景観づくり  
(郊外住宅地ゾーン)



### ②良好な工業地景観をつくる

- ・周辺の自然景観や住宅地景観との調和  
(周辺市街地ゾーン)
- ・潤いある工業地景観づくり

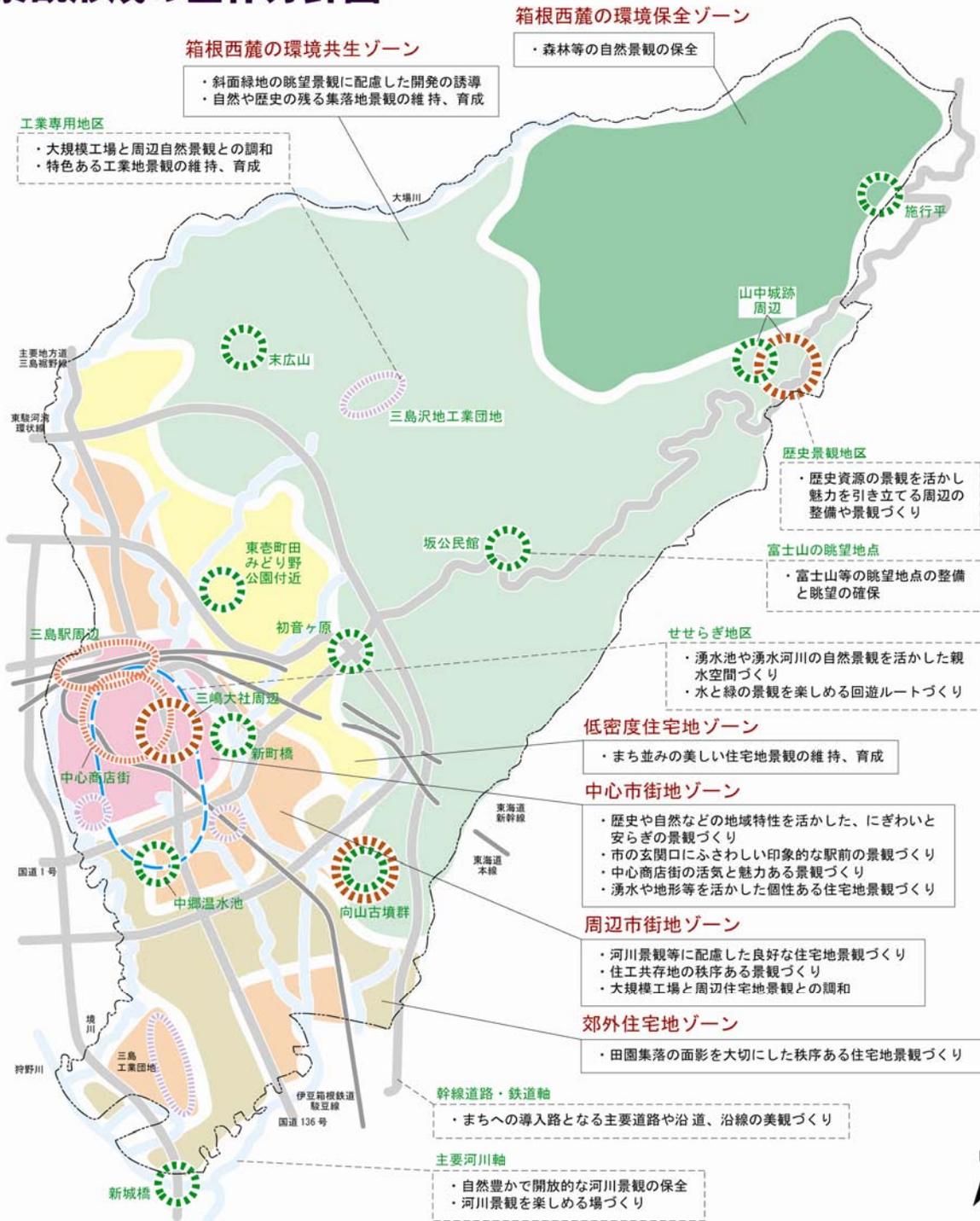


### ③ユニバーサルデザインによる景観づくりを進める

■方針内容と該当ゾーン関係表

方針内容	該当ゾーン
<b>方針1 富士山の眺望景観や箱根の山並み景観を大切にしよう</b>	全てのゾーン
①富士山を望む景観を大切にする	
・富士山の眺望の発掘・活用	
・富士山等の眺望地点の整備と眺望の確保	
・富士山の眺望に配慮した道路づくり	
②箱根の山並みに育まれた豊かな景観を大切にする	箱根西麓の環境保全ゾーン 箱根西麓の環境共生ゾーン
・箱根西麓の自然景観や斜面緑地の眺望景観の保全	
・箱根西麓の集落地景観の維持、育成	
・箱根西麓の自然景観を楽しめる場づくり	
<b>方針2 水と緑を生かした、水辺のうらおい景観を育てよう</b>	全てのゾーン
①湧水を活かした、水と緑豊かなせせらぎ景観をつくる	
・水と緑の保全と、その景観を生かした親水空間づくり	
・水と緑の景観を楽しめる回遊ルートづくり	
②自然豊かで開放的な河川景観を守る	
・自然豊かで開放的な河川景観の保全	
・河川景観を楽しめる場づくり	
③うらおい景観を守り育む活動を進める	
・美しい水の流れる景観づくりのための活動	
・花や緑の豊かな景観づくりのための活動	
<b>方針3 歴史と文化が香り、人の集まるにぎわい景観をつくろう</b>	
①市の顔となる魅力的な都市景観をつくる	中心市街地ゾーン 全てのゾーン
・市の玄関口や中心商店街のある中心市街地の景観づくり	
・まちへの導入路となる主要道路や沿道等の美観づくり	
②歴史あるまちの景観を大切にする	
・歴史資源と周辺の景観づくり	
・歴史を味わえる散策道の景観づくり	
③文化の香るまちの景観をつくる	
・市の文化性が感じられる公共的建築物等の景観づくり	
<b>方針4 暮らしやすいまちのふるさと景観を育もう</b>	
①うらおいとゆとりある住宅地景観をつくる	低密度住宅地ゾーン 中心市街地ゾーン 周辺市街地ゾーン 郊外住宅地ゾーン
・まち並みの美しい住宅地景観の維持、育成	
・市街地におけるうらおいある住宅地景観づくり	
・郊外住宅地における秩序ある景観づくり	
②良好な工業地景観をつくる	全てのゾーン 周辺市街地ゾーン 全てのゾーン
・周辺の自然景観や住宅地景観との調和	
・潤いある工業地景観づくり	
③ユニバーサルデザインによる景観づくりを進める	

# 景観形成の全体方針図



- |                |             |            |
|----------------|-------------|------------|
| ● 箱根西麓の環境保全ゾーン | ● 富士山の眺望地点  | ■ 幹線道路・鉄道軸 |
| ● 箱根西麓の環境共生ゾーン | ○(青) せせらぎ地区 | ■ 主要河川軸    |
| ● 低密度住宅地ゾーン    | ●(赤) 中心商業地区 |            |
| ● 中心市街地ゾーン     | ●(茶) 歴史景観地区 |            |
| ● 周辺市街地ゾーン     | ●(紫) 工業専用地区 |            |
| ● 郊外住宅地ゾーン     | ○(白) 行政区境界  |            |

### (3) 重点施策に関する方針

景観形成の目標・方針を踏まえ、重点的に取組んでいく施策を以下に定めます。

#### ①景観重点整備地区の景観形成

景観計画で定める景観重点整備地区については、地区整備の推進や建築物等の誘導等により、景観の整備・保全を図ります。

#### ②大規模建築物等の景観誘導

大規模な建築物等は、景観計画で定める基準等に基づき、形態等の誘導を図ります。(景観法に基づく「良好な景観形成のための行為の制限」を行います。)

#### ③緑地・せせらぎ等の景観の形成

恵まれた豊かな緑地及び溶岩のある地形の保全及び育成に努め、緑地等の景観の形成を図ります。また、潤いと安らぎのあるせせらぎ及び湧水の保全及び育成に努め、せせらぎ等の景観の形成を図ります。

#### ④屋外広告物等の景観誘導

眺望地点からの主要な眺望景観や景観重点整備地区の中にある屋外広告物等は、総量や規模・意匠等を誘導していきます。

#### ⑤箱根西麓地域の景観形成

箱根西麓地域では、森林、農地等による自然景観の保全及び育成に努め、景観に著しい影響を及ぼすおそれがある行為について、景観形成のための誘導を図ります。

#### ⑥眺望地点

富士山その他の三島特有の景観を眺望できる地点は、眺望地点として指定し、整備に努めます。

#### ⑦景観形成を推進する体制づくりなど

景観形成の推進に係わる各種組織や役割を明確にします。

また、届出対象行為の審査に係わる組織など、手続の流れを明確にします。